

第 1 4 回総合教育会議会議録

日時：平成 2 8 年 7 月 1 9 日（火）

午後 2 時 3 0 分開会

場所：本庁舎 4 階 庁議室

出席者	津市長	前 葉 泰 幸
	津市教育委員会	委員長 庄 山 昭 子
		委 員 上 島 均
		委 員 松 本 昭 彦
		委 員 滝 澤 多佳子
		教育長 石 川 博 之

教育次長 それでは定刻になりましたので、前葉市長から「第14回津市総合教育会議」の開会のご挨拶をお願いいたします。

市長 只今から第14回津市総合教育会議を開催いたします。

教育次長 ありがとうございます。それでは、本日の「協議・調整事項」といたしましては、「(1)学校現場に関わる方々との懇談結果について」と「(2)津市の人権教育について」の2件でございます。それでは、早速、「(1)学校現場に関わる方々との懇談結果について」に入りたいと思いますので、まずは、事務局から御説明させていただきます。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 協議・調整事項中、「(1)の学校現場に関わる方々との懇談結果について」御説明いたします。資料の1を御覧ください。1の津市総合教育会議懇談会についてでございます。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に向けまして、教育現場における現状や課題等をしっかり把握するため、本年4月下旬から7月上旬にかけて、津市総合教育会議懇談会を開催してまいりました。本懇談会は3回開催しまして、津市小中学校長会役員、現場教職員の代表、津市PTA連合会本部役員の方々から御意見をお聴きいたしました。貴重な御意見等を多数お寄せいただき、御礼を申し上げます。ありがとうございます。続きまして、2の学校現場からのご意見・ご提言の概要でございます。(1)の津市小中学校長会役員でございます。大きく分けまして、アからエの区分によりまして、御提言をいただきました。アでは、子どもたちと向き合うための時間の確保に向けてをテーマに、①では土曜授業（活動）の見直しについて、管理職の視点からその及ぼす影響のため、見直しが必要であること、②では、人的支援の充実とその資質の向上に向けて、生きる力育成サポーターなどの市費職員にとって、学校現場が魅力的になるよう処遇面での改善が必要との御意見を、イでは柔軟な予算執行について、①では新規事業の翌年度以降の継続した予算化について、新規事業の費用は予算化されるものの、単年で終了するため、継続事業としての検討が必要であること、②では備品の購入に関わりまして、学校現場で建設的な意見が言える予算執行について、柔軟な予算の執行が可能になる枠組みの構築が必要との御意見をいただきました。ウでは、九州の震災を踏まえた学校の防災力のさらなる向上について、①ではさらに一歩進んだ取組について、避難所として指定された学校で大人数や長時間の避難については、さらに一歩進んだ取組が必要であること、②では、児童生徒の災害時の備蓄食料品について、避難者の中には食料品を持って避難することも想定される中で、児童生徒の一定期間の学校滞在時における学校備蓄の食料品

の取り扱いについて、整理が必要であること、③では実践力ある教員に対する防災リーダーへの継続的な育成について、教員の中で実践力のある教員には、学校防災観点から、防災リーダーとして継続的な育成を行っていくことが必要であることについて、御意見をいただきました。2ページを御覧ください。エでは、関心の高い保護者への影響も視野に入れて整備についてをテーマに、①では年度によって学校間に極力差がつくことのない整備について、トイレやエアコンの整備は、年度によって学校間に極力差がつかないような整備が必要であること、②では、長期的な見通しが示される整備について、施設整備は時間がかかるため、長期的な見通しを示すことの必要性や、障害者差別解消法を踏まえた改修が必要であることなどについて、御意見をいただきました。続きまして(2)、現場教職員の代表でございます。こちらは大きく分けまして、アとイの区分で御意見・御提言をいただきました。アでは子どもたちと向き合う時間の確保に向けてをテーマに、①では土曜授業(活動)の見直しについて、現場教職員の視点から、その及ぼす影響のため見直しが必要であること、②では人的支援の充実及びその資質の向上に向けて、生きる力育成サポーターのクラス担任業務への拡大や、特別支援教育支援員の勤務時間の延長や処遇の改善が必要であること、③では、小中一貫教育に関わる教員の負担感の解消について、教育現場と一体となった取組が必要であること、④では、クラブ活動の在り方について、教員の負担の軽減に向けた取組が必要であること、⑤では、学校事務の見直しについて、公務支援システムの全校設置により、全市的に統一された公務事務にすることによる負担の軽減、学校徴収金システムの一部見直しによる、教員の担任クラスに関わる経理事務の軽減、教育委員会からの各種調査の合理化による負担の軽減が必要であることなどについて、御意見をいただきました。また、イでは、認定こども園の具体化に伴う継続した協議について御意見をいただいております。最後に(3)の津市PTA連合会でございます。こちらは、大きく分けましてアからエの区分で御意見・御提言をいただきました。アでは子どもたちと向き合うための時間の確保に向けてをテーマに、①では、活動状況に差があるクラブ活動の在り方について、教員のクラブ活動への関わり方から、そのあり方の整理が必要であることについての御意見を、イでは最大クラスの地震を想定したさらなる避難への対応についてをテーマに、①では、さらに一步進んだ取組について、学校における取組の中で、一時避難からさらに一步進めた対応が必要であること、②では、地域・家庭・学校が連携した避難への対応について、地域の特性を踏まえ、関係者が連携した避難対応マニュアルなどの整理が必要であることについての御意見を、ウでは地域とともにある学校をテーマに、①では、家庭学習を支援するための地域主体のナイトスクールの充実について、財政的な支援や、人材の確保に受けた支援が必要であること、②では、様々な地域から通学する学校、これは、

津市立小中学校以外の学校でございますけれども、これらにおける地域連携について、地域との連携が弱く、防災面などで地域との連携が課題であることの御意見を、エでは、義務教育学校と認定こども園をテーマに、①では、義務教育学校について、今後の展開についてのおたずね、それから②では、認定こども園について、幼稚園のPTAと、保育園の保護者がどのようになっていくのかということについて御意見をいただきました。続きまして恐れ入ります。別の資料でございますが、右肩に資料の1-2と書きましたA4の横のものを御覧になってください。こちらでは、これまでの3回の津市総合教育会議懇談会におきまして、事務局におきまして集約をさせていただいた資料ということになります。先程御説明申し上げました各回の懇談会で頂戴いたしました御意見・御提言などを右の備考欄に記載しました共通するテーマ、子どもたちと向かい合うための時間の確保、それから次が学校経営のあり方（学校長の指導力の発揮）、それから、教育環境の整理、以上3つのテーマに基づき分類したものでございます。以上で説明の方終わらせていただきます。よろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

市長 この後、各委員会からこのようなお話があったことを受けてですね、実際に、教育大綱なりにどういうふうな観点のことを議論して盛り込んでいくべきかということについて、まず、出発点の御意見をいただければというふうに思いますが、まず、私たち自身この総合教育会議のメンバーとして、この3つのグループの方々とお話してみて、良かったなど、私は思っております。実際に、総合教育会議で議論をしている中身とかなり現場での関心事項がかなり近接をする、近いところで、現場ではこんなふうに受け止められているんだというお話を聞けたり、我々が、ちょっとあんまり気にしていなかった事が、現場ではかなり重要な問題としてとらえられているというようなこともありました。例えば、現場の教職員の代表は、学校事務のことをかなり言ってみえましたが、これなんかは、我々は経営者側、校長さん方のところで、学校現場での柔軟な予算の執行なんていうのは、それはそうだろうなという感じはしたんだけど、事務のことで、例えば、集金のところで先生が大変な手間を取ってやってみえる、まあ、そんなようなことを少しでも軽減すれば、結果として学校経営もうまくいき、そして、子どもたちに向き合う時間も確保出来るといった話は、あんまりこういう場所で議論したことのなかった話だろうなというふうに思います。一方、我々はかなり議論をしている分野について、あんまり現場の人たちがそれほど気にしていないとかですね、そういうようなこともあるかと。それは結局、この教育大綱が、現場の感覚とはちょっとずれたとか、現場としてあんまり関心の無いことを一生懸命書いているような教育大綱になってはいけないなというようなこ

とも、改めて感じた次第でございます。資料１－２にまとめてくださった３つのテーマというのは、多分、教員の多忙化と言われている話とか、それから、校長の指導力、つまり学校経営、経営者としての校長の責任と権限みたいな話だとか、それから、施設整備をしっかりと進めていかないかとか、常に、話題にはなっていることなんでしょうけども、そういう角度で、我々が現場で聞いてきた声をベースに教育大綱を書いていくとすれば、これは画期的なものになると思いますし、多分、作文みたいなことでは書けない教育大綱になるんじゃないかなというふうに私自身も期待をし、且つ、自分自身プレッシャーを感じながらですね、今発言をさせてもらっています。私から意見を一つだけ、この資料１－１から出てきた話で、現場教職員のところで、(2)の現場教職員の代表、アの③の小中一貫が結果として、教員に負担感が出ているという話を、資料１－２にそこだけ外してあるんです。これは意図的にではないと思うけど、疑うわけじゃないけど、やっぱりね載せておいてほしい。それはすごく小中一貫は、みさとの丘学園を良い形でやりましょうということだけでは、全然まだまだ収まってないわけで、小中一貫が結果としてうまくいっているという話はこういう場所ではよく聞くけれど、うまくいっているというのは小と中の連携がよく出来るようになった、で、先生たち同士がよく話をするようになったという話はよく聞くけれども、本当に効率的に進められているんだろうか、つまり、教員の負担感ばかりが先行して、モチベーションがきちっと上がっているんだろうかという点は、一回ちょっときちっと検証をしなきゃいけない部分なので、これはちょっと外さないでほしいというふうに思いましたので、よろしくお願いしたいと思います。では、御自由に御発言ください。

庄山委員長 はい。校長、小中学校長の役員の方々を始め、三団体の方々とお話をきかせていただいて、本当によかったなと思っております。ありがとうございます。その中で、私としましては、キーワードを見つけまして、まず、多忙ですね。三者とも、まあＰＴＡさんは仕事ではないので、多忙ではなかったですけど、学校現場は本当に、そのように多忙なのかということを感じました。それから、二つ目には、防災。熊本の震災も引っかけたのか、防災のことをかなり聞いたような気がします。それから予算執行。それから環境。我々が思っている、よくよく話をしている学習とか、家庭学習については、非常に意見が少なかったです。

市長 そうですね。

庄山委員長 それから、土曜事業もＰＴＡの方々からたくさん出てくるのかな

というふうに思いましたけど、全く土曜日に学校に行かしてもらって良いなというふうな雰囲気、学校現場の取り方とは随分違うのかなというふうなので、ここら辺の整理が、もうちょっときちっと、我々もこの間話合いましたけれど、ちょっと整理をしていかなければいけないのかなと思いました。それから新しい取組の、認定こども園と、みさとの丘学園につきましては、大変関心が強いということで、まだまだきちっと出来ていない部分がたくさんあるので、早く出来れば、出来たところから、保護者、PTAの方々、学校現場にお知らせをしていかなければならないということを、強く感じました。

市長 ありがとうございます。多忙への対応策というのはいろいろと考えられるんだと思うんだけど、結局、行政の方は、行政改革とか行政経営改革といって、忙しいのを人を増やして解決しようというより、無駄なことをやめようという方向でよく議論がなされるんだけど、学校現場って、仕事を減らす方向で改革をするというのは、やってくれてるんですかね。

上島委員 確かにですね、いろんな細かい仕事が増えてきているんです。事務的な仕事。だけど、事務的な仕事は本当に教育の一番大きな本体やろうかと、一番中心になることやろうかといった時に、やっぱり子どもとどれだけ接することが出来るんやと、その時間をどれだけ確保できるんやと。じゃあ、時間与えたら先生らは行くやろうかと。それも、一つの問題あるんです。休み時間に、先生は外に出てみんなと一緒に遊んどるんかと。それもなかなか出来てないと。出来てないのは忙しいと言うけども、じゃあ、忙しい先生でも、行つとる人はおるやんかと。そこの意識の違いというか、教師の。何を一番大事にしているかということ、個々の先生方がやっぱり考えてもらうことも必要で、そこの部分から、仕事の経営をしかかったら、大事なことをまず優先していくということからですね、それが、意外と共通になってないんとちがうかなと、学校の中で。個々の先生によってまちまちになつとるもんで、何が一番大事やということ、もう少し議論していく必要があるんちがうかなということを感じました。

市長 一人ひとりやり方が違うかですね。

上島委員 ただですね、この会は、すごく良いことやなと、これは逆に言うたら、市長さんからではなくって、我々教育委員がもっとこういう会議を開いて、現場の声を聞いていかなあかんちがうかなと、そういう機会としては非常によかったなということで、意外と、こういう会議の中で本音を出してくれる人がおつてですね、そういうのを聴いていってやるのは非常に大事やないかなと感じまし

た。ですから、その大綱が出来たらこれで終わりやなくてですね、教育委員会としてはこういったところへもっといろいろ話を聴く機会を持つことも大事だなということを感じました。

市長　そうですね。閉ざされた総合教育会議でない形でやりたいということありますんで、そういう意味では、大体こういうのって事務方が聴いてきてくれた話を、こういう場所で、ふうん、そうか。と聴くのが一般的なやつで、我々が聴いてきたという意味では、うちはちょっと違う、一味違う形で出来るかもしれないね。はい、どうぞ。石川教育長。

教育長　今の件なんですけれども、全国のいろんな市の大綱を見て、イメージしていたというのは、施策的な重点ポイントを書いたりというのは非常に多いんですけれども、今回、懇談会をやってみて、その施策とか中身というのはこれからどんどん変わっていくでしょうねと、それで、仮にそういうのが変わったとしても、根底に置いておかなければならないその立ち位置みたいなのが、子どもたちと向き合う時間の確保の問題とか、あるいは学校経営のソフトの部分、あるいはハードな環境の整備というのは、たとえ施策がどういうふうになっても、その根底において考え方と並んでベースに置いておくもの今回たくさん拾い出したなという意味では、大綱を作っていく上では、大きな方向性をいただけたかなというふうに非常に感じました。それと、もう一つ、先程の多忙化の問題なんですけど、実は6月13日にですね、文科省がタスクフォースみたいなのを作って、考え方を出してきたんですが、初めてそこで、業務改善提案制度みたいなを書いてはきたんですけれども、これは今、上島委員がおっしゃったように学校現場というのは、今やっている仕事をやらなければならない業務だけでも限界がきてますので、ちょっと難しいのかなと。それ以外には、たくさん項目が挙がっておりますが、例えば、校務支援システムを少し行政でちゃんと整備しなさいとか、あるいは、クラブの活動を少し適正化しなさいとか、たくさん項目が挙がっておりますので、そういう思いについてもですね、今回いただいた御意見を考えるに当たっては、ちょうどタイムリーだったかなという感じがしました。

市長　学校経営者になれる人は、新任校長というのは、初めての経験なんだけれども、多分、学校経営の肝みたいなものは、あまり変わらないものがあって、そういうことをきちっとやってくればかなり良い経営ができますよというのはあるんじゃないかなと思うんですよね。どうぞ。他は。滝澤先生。

滝澤委員　多忙ということがキーワードということを経営長がおっしゃいま

したが、まさしくそのとおりで、クラブ活動によって、先生も生徒もちょっと疲れているという部分もあったり、あるいは先生の現場の方から事務が非常にたくさんあって、子どもたちと向き合う時間が短くなっているというふうなことです。ですので、基本的に、やはり私たちが心得ておかないといけないのは、子どもたちと接する時間、向き合う時間をどう確保するかというところが一番重要かなと思います。で、多忙というキーワードは保護者にも同じことでして、家庭学習のことを保護者の方にお伺いした時に、全く何かやってやれないと。第1子についてはやりましたけれど、3人目になったらもうほったらかしやというようなね。だからね、あまり家庭学習の理解とか御協力をお願いするのはなかなか難しいんじゃないかなという気がしまして、むしろ、ナイトスクールとか、学校以外のところのボランティアというところですね、もうちょっと支援が出来ないか。例えば、教職、人材の紹介とか、全く金銭的な支援がないので、教材部分とか何らかの金銭的な支援、まあ一番大きいのは人材だと思うんですけども。そういう、紹介とか、何かもう少しナイトスクールをはじめ、学校以外の現場で子どもたちを支援することについての支援が出来ないかなという、市としての、教育委員会としての支援が出来ないかなということは思っていました。あんまり、家庭に過度の期待を、教育に関してのお願いをしても、なかなかやりきれない部分があるのかなと思ひまして、私は非常に家庭教育に関心が高かったんですけども、現場の声を聞きまして納得しました。ちょっと拍子抜けしたような気がいたしましたので、少なくとも、ナイトスクールその他そういうことをボランティアで地域でやっていただく方には、何らかの支援を検討すべきかなという気がいたしました。

教育長 はい。今の件なんです、ナイトスクールはスポット的な補助金が少しだけ国の方でありますので、少しの機関にだけは出るんですけども、全体的には、全市にある地域との連携の中の補助金が言われるようにちょっと今後の大きな検討課題かなとは思ひます。

市長 松本先生、いかがですか。

松本委員 はい。多忙化ということに関してちょっと考えますと、大学の授業で現場の先生に、一身田とか橋北の教頭先生であるとか、あるいは教育委員会の先生方に来ていただいてお話ししていただいたり、教育実習の事前指導とかをしていただいているんですけど、その中で、先生というのはこんないろんな仕事があって、こういう大変さがあるという一方でこういう良いこととか、充実感であるとか、こういう感動があるから先生という仕事ができているんだという話をしていただくと、学生もとても興味をもちます。多忙化、子どもたちと向き

合う時間がなかなかとれなくてという中にも、やっぱり時間をまず確保するということと、それから、中身といいますか質といいますか、子ども関わる時間を増やしてというのがあるのかもしれませんが、もっと子どもと触れ合って、家庭訪問するにも、子どもさん、親御さん含めて良い関係をつくれるような時間をというふうにももちろんまず単純に時間が必要だということとあわせて、もうちょっと時間を有効に使えるようなシステムというか、中身も考えていくといいかなというふうに思いました。

市長 さっき上島委員が言われた、もっと時間があったら、本当に子どもたちと近いところに行っているんだろうか、もっと時間があったら行きたいという気持ち持ちは教員にどこまであるんだろうかということを、ちょっと現場の教員にアンケート調査してみたいような気分。他、いかがですか。

上島委員 よろしいですか。

市長 どうぞ。

上島委員 例えば災害時のですね、問題も出ておったんですけども、これ、災害時の避難所として全てマニュアル化するかというのは難しいところもあると思うんですね。やっぱり最終的にはそこで判断せんなんことが、いっぱい出てくるんじゃないかと。そういう意識というのは、やっぱり市民には持ってほしいなと。で、校長さんらは特に管理職はですね、自分の学校やで、最終的には守るのは自分なんですわ。そういう意識は何か市で作ってもらったそのメニューにのってというんやなくて、最終段階で判断せんなんのはやっぱり管理職という仕事ですし、逆にそこにいる子どもたちも、自分たちで判断するという力を、災害時だけやなくて、普段の教育活動の中で付けてやるのが、本当に必要やないかなと。とっさの時の判断が出来る力というのは、普段の活動の中から育つもんやと思いますんで、そういうことを感じました。

市長 災害時の学校防災力みたいな話は、何かどこかできちっと指針みたいなものは書いてあるんですか。例えば、地域防災計画、津市の防災計画には、避難所をこういうふうに使わせてもらおうとかいうようなことが書いてあって、もうちょっと言えば、避難所運営マニュアルみたいなのがあって、そこに担当になった職員はこういうふうな動きをしなさいとかね、こういうふうに避難する方が集まってこられたら、こういうことから順番にやりなさいとかいうことが全部決まっているじゃないですか。それがまだ十分かどうかという議論がずっとあ

って。学校の人たちは、例えば、たまたまおる先生たちとか、校長とかはどういうふうに協力しましょうとか、何かあるんですか。

教育長 各学校の危機管理マニュアルというのを作っていますので、防災だけでなく、いろんな事故、事件もありますので、それはもう出来上がっています。これは学校の話ですので、避難所に対してどう協力するかというのが随分ここ2、3年で意識が変わってきて、随分協力してきて、これは防災の決まっている内容にどう連携するかということをやっていることになります。ただ確かに、一時避難した後のことまで決め込んであるかというところ、そこはちょっとやっぱりもう一步出来ていないところが。それから、避難所経営の中では、実際、中規模災害が起こった時に、どういう動きをしようというところまで明確に書き込んでいないのが事実です。

市長 そこが大事ですよ。

教育長 そこが、大事です。

市長 現場力だというふうに上島委員が言われたけど、そのとおりなんですけど、現場力を発揮するためには、ある程度準備をしておかないといけない話で、校長がどう動けばいいのかとか、子どもたちをどう守ればいいのかということ。

教育長 はい。今回PTA連合会との話の中で本当にちょっと驚いたんですが、PTAのその保護者の方が非常に防災に関心を持っていたというの、ちょっと驚きもございました。通常その学校が避難所の関係でお話をするのは、自主防災組織の方が中心で、正直申し上げて、PTAと学校が直接克明に防災についての議論というのは確かにこんなになかったものですから、この間も、懇談会が終わってからちょっとそここのところは、PTAともやっていかなあかんよねという話をしているところなんですけど、それも、一つの大きな今後の考えていく方向としては大事な話かなと思います。

市長 やっぱり、食料とかも、備蓄食料もPTAが独自に備蓄してくださっているところもあるんですけども、じゃあ子どもたち、どっち食べるのみたいな話があって、僕なんかは、地域懇談会なんかでそういうことについては、子どもたちも学校に留め置かれた時点で避難者ですから、津市が備蓄しておる物を食べてもらってもいいんですよ、ならなんでPTAの人たちが自分らで備蓄しとん

のやとか、そういう議論が出てきて、そこから何か話がぐじゃぐじゃになっていくのね、大体いつも。それ、話してないんじゃないかと、自治会とか自主防災の人たちとPTAの人たちが。

教育長 それはないですね。自主防災は自主防災、PTAはPTAの人たちで、全然ベースが違うので、そこはちょっと出来てないかもしれません。

市長 何年か前に三重県が元気出して、学校防災と称していっぱい発電機やなんやってくれたやないですか。一時だけやったけど、だけどあのいただいた発電機とかあんなのは、学校の職員が使えるんですか。お伺いしたいんですが。

教育長 今、ああいうふうな自家発電機とかいろんな機器については、年に1回動くかどうかの確認が必要になりますので、これは学校の協力を得て動作確認を行っております。そういうのがあるので、大体どこにどういう物があるかといことはどこでも把握が出来る状況ではあります。

市長 あれは、学校が持っているんでしょ。県教委からなんだから、学校に付いたんだと思ってた。

教育長 各学校に。そうですね。各学校に発電機とか投光器とか。

市長 だから、それを避難所を運営する自主防災の人たちとかともうちょうとうまく一緒に使える、練習するとかですね、そういうのはすごくありますよね。これ、良いテーマだと思うんですよ。あまり注目されていないというか、任されているというか、ちょっと抜け落ちているテーマだと思いますね。学校防災。他、いかがですか。

庄山委員長 防災感覚というか、そういうものは年々高まっております、保護者の方もそれから、学校側も。今までは、過去においては避難訓練をするとか、あるいは道中で危険個所をさがすとか、そういうような過去においてはそういう程度だったんですけれども、最近は手渡しね、どういうふうに保護者たちに子どもたちを渡すかという訓練をしたり、それから、不審な人が学校に入ってきた時にそれをどういうふうにそれを対処して、どういうふうに解決していくかとかいうような、その時期というか、タイムリーな訓練が今出来ていると思います。ですので、あちこちで、その津波に遭うとかそういうような大きな地震が起こったということで、やはり保護者の不安というか心配というかそういうものも高

まって、学校もそれに応えてそういうような訓練をしていると思うんですけど、最後の詰めですね、その長期に渡ってというのは、あんまり経験がないので、そのことについて、あんまり話合っていないというような気がします。ただ、福島の方に来ていただいて、話とか聞いたりとか、そういうような話を聞くというところまではしているんですが、そこから先がどうも進んでいないような気がします。そこのところをもう少し、今後どこかで話し合う必要があるのではないかというふうに思います。

市長　そうですね。

教育長　それと、これまでその避難訓練というのは、学校や学校の中でしかやってなかったんですが、土曜活動の中で、地域を巻き込んでやるのが増えてきたものですから、これは一挙に意識が随分大きく変わってきているところもあります。特に、幼小中一緒になって地域でみなでやりましょうというふうな取組をやりと防災に対する意識が一挙に変わって来たりしますので、それも今後考えていかないといけないのかなというふうに思います。

市長　はい。他、よろしいですか。では、ここちょっと意識のすり合わせだけしておきたいんですが、この資料1－2でまあ一応共通するテーマとして備考のところに3つぐらい書いてくれています、こういうことについて少し現場の声を受け止めた我々としては、こういうことを受けてどういうふうな教育政策を展開していかないかとかということを、次回またちょっと議論をしながら大綱に落とし込んでいくという作業をしたいと思うんですが、何かこの分け方とか、何かちょっと気になることとか、今ここで何か思われるようなことがあったらどうぞ御発言ください。よろしいですか。

各委員　はい。

市長　じゃあ、また、議論しながら微修正していくとして、この3つのテーマについて、もう少し次回以降で議論を深めることにしたいと思います。従って事務局さんの方は、ここでたまたま我々が拾ってきた、拾ってきたというか聞き及んできたテーマ、聞き及んできたこの範疇に係る事柄なんだけれども、まあ他に、政策企画の観点からね、こういうことも整理しておかないかんのやとか、あるいはこういうことがホットな 이슈 になりそうですとかね、それぞれ1時間話してきただけで出たものだけで他のことが書けないかもしれないので、またちょっと考えておいてほしいと思いますね。漏れとか、あるいはバランスとかそう

いうことも含めてね。はい。では、1 番目の「学校現場に関わる方々との懇談結果について」をこれで終わりにして、2 番目の人権教育ですね。一回事務局に戻しましょう。

事務局 はい。それでは、人権教育につきまして、事務局から御説明させていただきます。

人権教育課長 はい。失礼します。津市の人権教育について御説明させていただきます。お手元の資料 2 の方を御覧ください。まず、「1 人権教育とは」ですが、人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」におきまして、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて」、その発達段階に応じで行われるものとされております。学校教育におきましては、小学校社会科や中学校公民の中でも基本的人権について学んでおりますが、平成 20 年に文部科学省の方から示されている「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の中では、人権教育については、「教育活動全体を通じてこれを推進する」ことが大切であるとされています。続きまして、「2 人権教育の推進」を御覧ください。本市の人権教育は、学校教育と社会教育の 2 本の柱で進めております。まず、「(1)「学校教育」における人権教育の推進」では、子どもたちに以下の 3 点の力を付けることを主なねらいとしております。「子どもたちが、発達段階に応じて、人権の意識・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること」、2 点目は、「子どもたちが、自分が生きている価値を実感できるようになること」、3 点目は、「差別や偏見に対して、日常生活の中の具体的な場面で「おかしいことをおかしい」と言えるようになること」です。これらのねらいを達成するため、「中学校区人権教育カリキュラムの作成」、「一人一人が大切にされる学級づくり」、「外国につながる子どもたちの教育の保障」、「教職員の人権意識の向上」の 4 点を主に取り組んでおります。次に、(2)の「社会教育」における人権教育の推進」を御覧ください。「保護者や地域住民が、差別や偏見のない、誰にとっても居心地のいい、安心できる地域を自分たちで実現しようとする」というねらいを達成するため、人権ネットワークを広げていくことや、PTA や地域等で人権について学習する機会を充実させること、多様な価値観に触れる機会を充実させること、各種団体と連携・協働した人権教育講演会や人権啓発事業を実施すること、の 4 点に重きを置いております。3 の「具体的な施策」といたしましては、(1)に「学校教育」、(2)に「外国につながる子どもたちの教育の保障」、(3)に「社会教育」について、それぞれ実施している事業を挙げさせていただいていますが、津市の人権教育の特徴としては、その下、4 として 6 点程まとめて挙げてあります。そちらの

方を御覧ください。まず1点目として、津市の広域性・地域性に対応した人権教育を推進するため、本庁だけでなく教育事務所にも教職員の指導主事の人権文化クリエイターを配置しております。2点目は人権文化クリエイターが人権教育の指導・助言に入り、各中学校区で、人権教育カリキュラムの具体的な実践を広げています。3点目に津市に多く在籍する外国につながる子どもたちの教育を人権教育の視点でとらえ、人権教育課が所管しております。そのことと関連して4点目が、初期日本語教育体制についてです。今、津市では日本語でのコミュニケーションが全くとれない外国人児童・生徒に対して、市民ボランティアの方の協力によってマンツーマンに近い形によって、初期日本語指導が出来る体制が出来ています。現在、60名を超える市民ボランティアの協力をいただいています。さらに、5点目として、多文化共生の視点から、外国人住民の方への日本語教室を、市民センター等で市民活動グループと共同しながら実施しております。最後、6点目といたしまして、園・校のPTA等の依頼を受け、人権教育の視点から「子育て」や「いじめ」、「コミュニケーションの取り方」などのテーマで、指導主事がPTA人権研修会等に出掛けていき、人権について学ぶ機会を積極的に数多く提供させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。御意見の方よろしく願いいたします。

市長 人権教育の方、今までやらなきゃやらなきゃとか思いながら、一回もこの総合教育会議でやっていなかったテーマなんですけれども、この津市の人権教育の特徴ということで、私がいろんな会で、人権教育の大会だとかそういう場所でよくお話しすることで、各教育委員の皆さんもそういう意味ではお耳に届いたことがあるかもしれませんが、10の市町村の合併で、人権教育それぞれで力を入れてきてたのが、当然のこのように引き継がれたというふうに取りがちなんだけど、実は10の市町村がそれぞれで、ものすごく人権教育について特徴を打ち出してというかね、歴史をずっと積み重ねてきたその集大成というか、それがきちっと集まってきたのが、今の津市の人権教育、まあ人権施策もそうなんです。だから、私は、それが実は大きな特徴だというふうに思っていて、当然差別は人の心から生まれるものであるし、人権尊重っていうのは意識してやらなければいけないことなので、それはずっと普段の努力を繰り返し繰り返し、その大切さっていうのをね、語りかけてきて、つくり上げられてきているものだなということなんですよね。ということは、まずその学校の教職員もそうだし、人権教育に関わる全ての人が、やっぱり、その過去10年前まで10の市町村でそれぞれ行われていたことを、まず知らなければいけないと思うし、そういう歴史を勉強するべきだと思うし、その結果、じゃあ今我々は何をやらなければいけないのかということ、自分の頭で考えることはすごく大切な分野だ

というふうに思います。そうでないと、学校の現場の先生らにとっては、人権教育は何かやらなければいけない義務みたいなものになってしまっていて、全然心が込められない形式的なものになってしまいうんじゃないかなと。だから我々は、津市はとにかく生きた人権教育、自分たちの頭で考えて自分たちで行動する人権教育みたいな、そんなことを、この歴史を踏まえてやってほしいし、まあそういうことは、かなりの部分行われているという認識を、私はしております。なんか自分の意見言っちゃいましたが。

庄山委員 人権教育、学校での人権教育について、お話をさせていただきたいと思いますが、様々な問題がございます。私は、人権教育っていうのは、全ての、今も読んでもらった中にあるんですけども、学校教育の中の基本の根底にある、ずっと根底に流れているもので、算数の授業をしても、その根底には人権教育があるんだ、道徳教育がある、生徒指導があるのと一緒に、その上に、それをきちんとした上に、やっぱり算数の授業が成り立つ、国語の授業が成り立つというようなことで、全ての先生が、これも勉強をしないと、ふと流れてしまうっていうことがあるので、絶えず自分を磨きながら、子どもたちに授業に当たるときに、人権教育という意識を根底に持っていないとだめだと思います。学校では、特設の時間に、体系的に人権教育を作って、例えば小学校1年生から6年生までの体系的なもの、それからそれに上に乗せて、中学校の1年生から中学校3年生までのもの、3年生になったら、とにかく義務教育で完成したいことが完成できるような、体系的な時間を設けています。それは、そこで自分の心を練って、友達と話し合って、自分はどうかな、家族はどうかなというような思いを、自分の心に問いかけて、そして自分をつくっていく。その実践の場が、授業であったり、特別な行事であったり、学校の活動の全体の中であると思っています。ですから一番大事なことは、その発達段階に応じて、先生たちがこの子たちにこれだけは考えさせねばいけない、これだけはやっぱり絶対注意をしておかなければいけないというようなことを、その学年ごとに積み重ねていってほしいなというふうに思います。そういう中で、例えばいじめのことがぱっと見えたり、あるいは生徒指導で、この子をこの時にはきちんと友達の中へ引き込んでやらなければいけないとかいうようなことが見えてきて、学級でうまく機能していくんじゃないかなと思います。ですから、根底に流れるものが、私はこの人権教育というふうに思っております。とっても大事なもので、先生たちの研修は、毎年しっかりとさせていただきたいと思います。

市長 それを持ち寄った形で、互いに思いやりを持ってる子どもたちの集まりができるという感じなんですよ。

庄山委員　そうです。50人いて50人の子ども達がみんな仲良く遊ぼうね、これはなかなか難しいことかも知れませんが、人が嫌がることだけは絶対、決してしない。自分がされて嫌なことは絶対人にしない、というような心を、育てていかなければいけないというふうに思います。

上島委員　よろしいですか。そうやと思うんです。その、一番根底を人権教育って名前を付ける必要ないと思うんです。教育の根底には、本当に相手を理解する、自分の思いが出せる、そういう集団をつくってやることだと思うんです。そのためのまず必要なことは、教員がその質を持つことだと思います。で、質を持つっていうのは、まあ言うたら、教員の採用からですね、本当に子どもの思いに立てる人物かどうかということが、本当に必要ではないのかと。ですから、例えば宿題を忘れてきた、「なんで忘れてきたん。」と言うんじゃなくて、なぜ忘れてきたんやということの思いに立ってやれる、子どもの。そういう意識を持った者がやっぱり教員でなければあかん。教育を支えていかなあかん、というのが一番大事なことじゃないかなと、いう意味を感じます。それと、なかなかその、人を理解してやれるということが、子どもが子どもを理解する、例えば同じ同級生であっても、この子はそこまで分かんないということを理解することが必要やと思うんですよ。そこら辺が意外と抜けとって、自分も考えると、相手も考えているんやということがいろんなことについて。で、そういったいろんな子どものことは考える力をつけてやるということが、いろんなそういった差別やそんなことに対しての理解につながっていくん違うかなと、ちょっと思います。ですから、それをしようと思ったら大変難しいですけど、まずそれには教員がその意識を持つことだと思います。そのためには、それこそ研修をしっかりしとかなあかん。なかなか研修でも難しいですけども、ということを感じております。

教育長　すみません。ちょっとデータの事を御報告だけしておきたいんですが、平成26年度のなんですが、小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人の子どもたちの児童生徒に占める割合っていうのは、三重県は日本で1番です。大体この地域は多いんですが、三重県が1番で愛知県が2位になるんですが、その中でも、津市ですね、先程も紹介がありましたが、ある意味日本語の指導が何らかの形で必要な子ども達っていうのは、547人ぐらいです。で、これとですね、あともう1つ、特別支援の関係の子どもたちが、今年は776人、小中だけでも。で、幼稚園で200人くらいおりますので、相当な数の子がいらっしゃる。こうした中で、どうやって共生社会を構築するのかっていう意味で、非常に人権教育が大きな力を発揮している。先程市長からございましたように、ベース

にあるという意味で、実は私はですね、津にいる間、教育に直接携わるまでは、津の人権教育はこんなもんだろうなっていうふうにはしか分かんなかったんですが、全国の会議とかでいろんな所に行くとですね、よその話を聞くと違うなあというのがすごくあります。今、学校訪問へ行っても、ちょっと分からない子がいると、例えば前の子が後ろを振り返って少し声をかけたりっていうことが自然に行われるような学校もあるんですけども、そうした全ての子どもたちを大切にするとか、友達を大切にする、みんな大事っていうふうな基本的なベクトルについて、これまで長年積み上げてきたものはベースとして、しっかり残っていくと。よその市の、少しクラス崩壊とかいろんなことのきっかけを聞いておりますと、どうしても子どもたちの日常の態度が、やっぱりちょっとうちは違うなっていう、そういう評価も県の方からもいただきますけども、実際いろんな所へ見に行くとですね、そこは随分と出来上がってきているなあという意味では、人権教育というのは非常にこれから大事にしていかなければいけない、というふうに感じているところです。

市長　そうですね。外から見ると、津市の人権教育っていうのは特徴あるよなっ
て思いますね。

滝澤委員　よろしいですか。私は教育の専門家でないので、人権教育が現場でどのように行われているのかっていうのは、勉強不足であんまり分からないんですが、特に道德教育との関わりが気になるところでして、道德教育でも人権教育でも、人を大切にする、人権を尊重するということは、当然同じように教えるべきものではないか、根底は一緒ではないかなと思うんです。他人の人権を尊重するということは、それを侵してはいけないということも学ぶことになりまして、権利と共に義務も学ぶということではないかなと思うんですね。やっではないことも学ぶと、一緒に。となるとですね、広義の道德と、ほとんど目指すところは一緒なんじゃないかなという気がしているんです。それで、道德の教科化というものもあると思うんですが、この人権教育と道德教育をどのようにリンクさせて、あるいはどのように違うのか、人権教育の方は社会教育も含んで施策は多岐に渡るとは思うんですけども、私は人権を大切にするっていうのは、広い意味での道德の一部ではないかなという気がしてまして、法律とか規範意識以前の段階で、人間としてやるべきこと、やっではないことっていうのを教えるという意味では、全く根が一緒ではないかなと思うんですね。他人への思いやりとか、真心を大切にするっていうのは、2500万年前の論語でも言ってる通り、夫子の道は忠恕のみっていうことで、人類普遍のこととして、あるんじゃないかなと。まあ昔とちょっと時代が違うので、女性に対する差別とか、その辺りは全

然違うんですけれども、根本は、人間として持つべき大切なものというのは、一緒ではないかなと。その意味で、道德教育との関連性をどのように教育現場で考えたら良いのかっていうところをですね、教えていただければなと思うんですけれど。

市長 どうぞ、御発言まだの先生方。

庄山委員長 本当に難しいですね、それは。よく似た部分があるんですけど、道德っていうのは、私は、博愛とか人道とか、もうちょっと、どう言うかな、人間の非常に深い心、人権も深い心と言われたらそうなんですけど、そういうものを子どもたちと一緒に考えていくのが、道德教育。重なる部分はたくさんあるんですけど、その深い人道的なものを勉強するのが道德。一部ね、一部道德と人権の違いがあるんじゃないかなっていうふうに思います。

滝澤委員 根本は一緒じゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

教育長 すみません、実は道德と人権っていうのは学会の中でも随分と論争が行われておりまして、一番少し違うとすれば、道德というのは規範があって、規範に対してどうやっていきましょうというのがある。人権教育というのは、じゃあその規範自体は誰が一体決めたのと。規範自体から一回みんなで考えていこうよというふうな、多分、取組の部分というのはちょっと違うところがありますので、これが学校現場で人権教育と道德教育をどういうふうにマッチしてやっていくか、これ非常に難しい問題。それで、30年から道德教育が本格的に教科が入ってきますので、津市の特徴としては、道德教育をやっぱりしっかりカリキュラムを考えるとというのは、人権教育課ではなくて、教育研究支援課がやりましょうと、英国算数理科社会と同じように、カリキュラムは教育研究支援課が取り組みますと。これに対して、人権教育のサイドから、協力的にくっついて、というふうに形をとることにします。それで初めて、道德教育がここまでこういうことをするのよっていうカリキュラムをしっかりとした上で、それに人権教育をどう被せていくかっていうのをやろうというふうに取り組んでいます。全国的には人権教育を熱心にやってらっしゃるところは、人権教育が道德教育を担って考えるというようなところもあるかのようにお聞きしておりますけれども、そのところは区分して、現場の混乱がないように整理したいなというふうに考えています。

上島委員 ちょっとよろしい。道德には何項目かありましたね。

庄山委員長 友達のこととか。

上島委員 郷土愛とかありましたね。

庄山委員長 はい。

上島委員 それを、人権という立場で見てみたときに、それが人権教育も道徳に合わせてですね、項目に合わせて、あるんですわ。で、そこら辺の見方をですね、いうたら友達との関係はどうやろとか、そういったところを視点においてそれを考えていくか、また違う形、あるいは一緒ということもあるので、そのところを、人権を中心に道徳をっていうことであれば、友達との関係とか思いとか、そんなことをちょっとやっていく、そこから教材にして考えていこうやと。切り口をちょっとそっちの方へ持っていったらいいという違いがあるん違うかなと。ただ僕はどっちから持ってきても良いと思うんです。問題はやっぱり、そのことの大事さを知ってもらったら良いと思うので。

市長 はい。では、松本先生。

松本委員 学校教育と社会教育とちょっと区別できていないのかもしれませんがけれども、いじめとか差別っていうのを考えたときに、自明なこととしておかしいっていうのもあるんですけれども、差別する側が何か誤った根拠を持っているというか、自分たちなりの思い込みの理屈みたいなのがあって、しているということもあると思うんです。それは一見もっともらしいような理屈で、偏見なり差別なりをするということがあるように思います。そんなことを考えると、先程市長がおっしゃったように、自分たちで物事をしっかり考えることができるというのが、とても大事だと思います。ですから、人権に関わって、いろんな課題があるというのを教えるのと同時に、自分たちで人権の感覚を磨いて、例えば何年か前は多分LGBTとかいうのは感じていなかっただろうと思うんですけれども、そういうのを自分たちで感じられるっていうふうに持っていけたら良いんじゃないかなと思います。

市長 自分たちで感じるっていうね。他にないですか。大体議論が一通り行き渡ったようでございますので、この人権教育については、また引き続きしっかりと考えていくということで、今日のところは、これぐらいのところで、というふうに思います。

一回お返ししましょうか。

教育次長 ありがとうございます。2 その他でございますけども、事務局からはございませんけども、各委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ございませんということで、これを持ちまして、本日の事項は全て終了いたしました。前葉市長から、閉会の御挨拶をお願いします。

市長 では、以上をもちまして、第14回津市総合教育会議を終了いたします。ありがとうございます。

各委員 ありがとうございます。